推進協 資料１

# 羽曳野市介護保険等推進協議会について

## １．介護保険等推進協議会（定員：20 名、市長が委嘱）

地方自治法に規定する市長の附属機関として、羽曳野市高年いきいき条例において、介護保険等推進協議会の設置を定めている。

≪所掌事務≫

（１）「高年者いきいき計画」の策定及び変更に係る審議、答申並びに必要に応じ建議

（２）「高年者いきいき計画」に係る事業実績及び政策評価に関する審議、意見具申

（３）地域における施設整備等に係る市町村計画に関する審議、意見具申

（４）福祉サービス及び介護保険制度に係る苦情相談、福祉サービスに係る質の管理に関する審議、意見具申

## ２．委員会

**地域包括ケア推進委員会**（定員：必要数（現在 13 名）、市長が委嘱）

≪所掌事務≫

（１）地域包括支援センターの運営等に関する審議、意見具申

**地域密着基盤整備推進委員会**（定員：必要数（現在６名）、市長が委嘱）

≪所掌事務≫

（１）地域密着型サービス事業者の指定、地域密着型サービスに係る費用、事業者の人員及び運営等基準を定める場合における審議、意見具申

（２）地域における介護施設等の整備に係る市町村計画に関する審議、意見具申

## ３．部会の設置
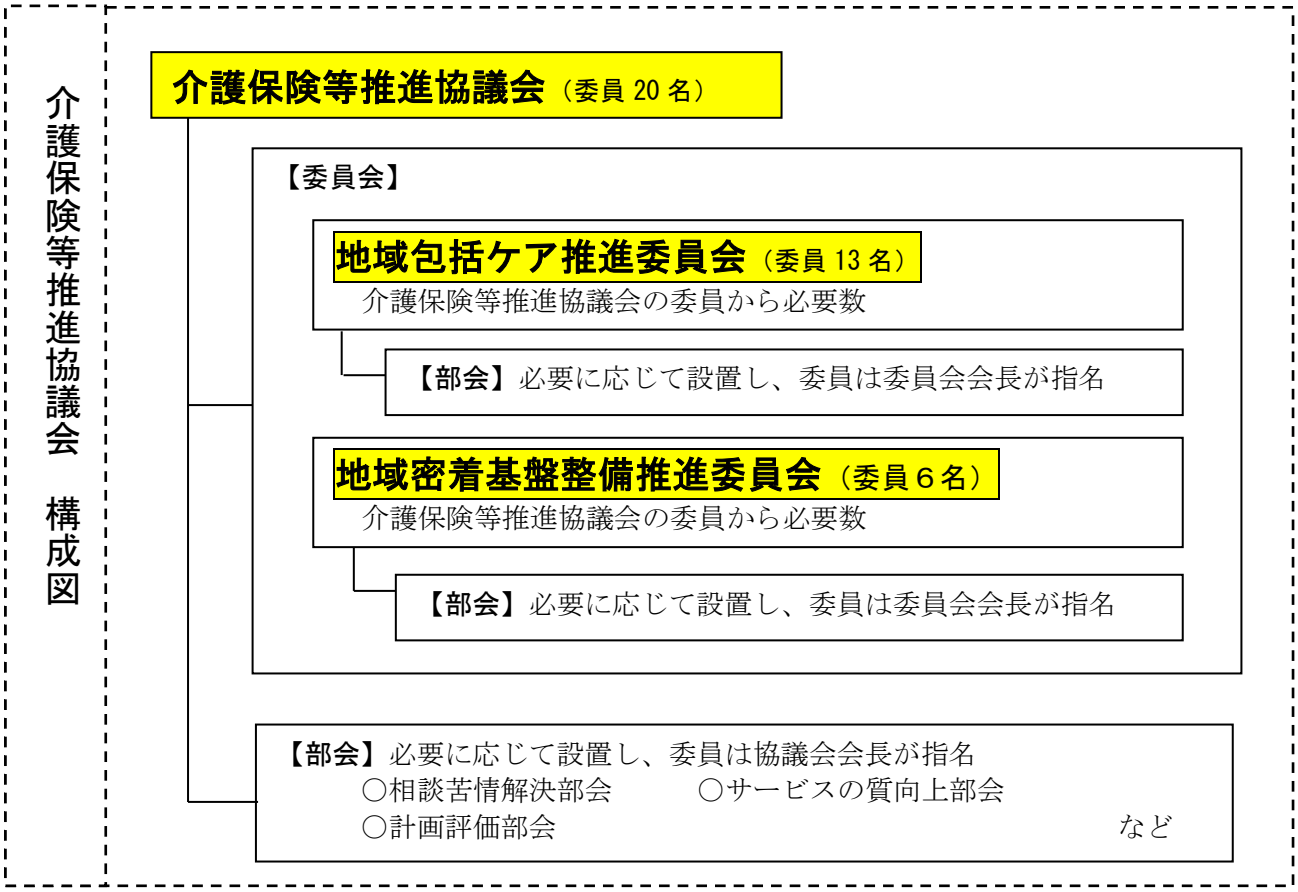
推進協議会及び２つの委員会に、部会を置くことができ、委員は各会長が指名する。